旧警戒区域(浪江町)から避難した申立人ら2名の日常生活阻害慰謝料について、知的障害者と高齢者を介護しながら、多数回の避難移動を実行したこと等を考慮して、うち1名が6割増額され、また、これらの事由に加えて自身の持病悪化を伴った他1名が12割増額された事例。

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)において、申立人X1(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目

1 避難費用、一時立入費用28万円2 生活費増加費用13万5800円3 精神的損害(日常生活阻害慰謝料)266万円4 生命・身体的損害173万1150円5 弁護士費用14万4209円

期 間 平成23年3月11日から平成24年2月29日まで

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、金495万1159円の支払義務があることを認める。

第3 既払いの未清算仮払補償金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項記載の損害に対する未清算の仮払補償金105万円を支払済みであることを確認する。 この未清算の仮払補償金105万円について、第2項記載の和解金49 5万1159円と清算する。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。 また、その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、 当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。ただし、第1項 3及び4記載の損害項目及び期間については、本和解に定める金額を超え る部分につき、清算の効力は及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害 賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人代理人及び被申立人が署名(記名)・押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年4月12日

(仲介委員 花﨑浜子)

旧警戒区域(浪江町)から避難した申立人ら2名の日常生活阻害慰謝料について、知的障害者と高齢者を介護しながら、多数回の避難移動を実行したこと等を考慮して、うち1名が6割増額され、また、これらの事由に加えて自身の持病悪化を伴った他1名が12割増額された事例。

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)において、申立人X2(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目

1 一時立入費用1 2万円2 精神的損害(日常生活阻害慰謝料)1 9 4 万円3 就労不能等損害8 4 万円4 生命・身体的損害4 8 万 1 3 0 0 円5 弁護士費用1 0 万 1 4 3 9 円

期 間 平成23年3月11日から平成24年2月29日まで

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、金348万2739円の支払義務があることを認める。

第3 既払いの未清算仮払補償金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項記載の損害に対する未清算の仮払補償金105万円を支払済みであることを確認する。

この未清算の仮払補償金105万円について、第2項記載の和解金348万2739円と清算する。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。また、 その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、当事者間 に何らの債権債務がないことを相互に確認する。ただし、第1項2及び4記載 の損害項目及び期間については、本和解に定める金額を超える部分につき、清 算の効力は及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを 妨げないことを相互に確認する。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人代理人及び被申立人が署名(記名)・押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年4月12日

(仲介委員 花﨑浜子)